

指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の改正（案）について

改正案

国と連携したアナログ規制（※）の点検により、県の規則で定める「指定（許可）を受けた旨の掲示」の義務を見直し、**令和 7 (2025) 年 4 月から掲示が不要**となります。
なお、事業所の判断で掲示を継続しても問題はありません。

改正後（R7.4.1～）	改正前（～R7.3.31）
（削除）	（指定又は許可を受けた旨の掲示）
	第 3 条 法第70条第 1 項、第86条第 1 項、第94条第 1 項、第107条第 1 項及び第115条の 2 第 1 項の規定により 指定又は許可を受けた者は、その旨を当該指定又は許可に係る事業所又は施設の見やすい場所に掲示するものとする。
第 3 条～第 6 条 略	第 4 条～第 7 条 略

- 厚生労働省令（運営基準）で定める「重要事項」の掲示（備え付け）の義務は変わりませんので御留意ください。（運営基準の「掲示」の項目を参照してください）
- 「重要事項」の**ウェブサイト**（HPや介護サービス情報公表システム等）**への掲載が、4 月から義務化**されますので、忘れずに対応をお願いします。

※アナログ規制・・・社会や行政のデジタル化を阻害する、県の条例や規則・要綱等の中に定める、「目視」や「書面掲示」といった、人や紙の介在を前提とする規制のこと。